

上田市地域防災計画 原子力災害対策編

新旧対照表

令和4年3月

頁	新	旧	修正理由・備考																
16	<p align="center">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>	<p align="center">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせる修正 (文言の追加・修正)</p>																
17	<p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和3年7月21日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>第3 屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置 県は、市長が屋内退避又は避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請し、市はこれに協力する。</p>	<p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和2年2月5日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>第3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置 県は、市長が屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請し、市はこれに協力する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせる修正 (文言の追加・修正)</p>																
19	<p align="center">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>第3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" data-bbox="181 943 981 1094"> <tr> <td>対□□□象[Ⓐ]</td> <td>放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>飲料水[Ⓐ]</td> <td>300ベクレル／キログラム以上[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品[Ⓐ]</td> <td>Ⓐ</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、[Ⓐ] 穀類、肉、卵、魚、その他[Ⓐ]</td> <td>2,000ベクレル／キログラム以上[Ⓐ]</td> </tr> </table> <p>(「原子力災害対策指針（令和3年7月21日）」)</p>	対□□□象 [Ⓐ]	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131） [Ⓐ]	飲料水 [Ⓐ]	300ベクレル／キログラム以上 [Ⓐ]	牛乳・乳製品 [Ⓐ]	Ⓐ	野菜類（根菜・芋類を除く）、 [Ⓐ] 穀類、肉、卵、魚、その他 [Ⓐ]	2,000ベクレル／キログラム以上 [Ⓐ]	<p align="center">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>第3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" data-bbox="1084 943 1883 1094"> <tr> <td>対□□□象[Ⓐ]</td> <td>放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>飲料水[Ⓐ]</td> <td>300ベクレル／キログラム以上[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品[Ⓐ]</td> <td>Ⓐ</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、[Ⓐ] 穀類、肉、卵、魚、その他[Ⓐ]</td> <td>2,000ベクレル／キログラム以上[Ⓐ]</td> </tr> </table> <p>(「原子力災害対策指針（令和2年2月5日）」)</p>	対□□□象 [Ⓐ]	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131） [Ⓐ]	飲料水 [Ⓐ]	300ベクレル／キログラム以上 [Ⓐ]	牛乳・乳製品 [Ⓐ]	Ⓐ	野菜類（根菜・芋類を除く）、 [Ⓐ] 穀類、肉、卵、魚、その他 [Ⓐ]	2,000ベクレル／キログラム以上 [Ⓐ]	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせる修正 (文言の追加・修正)</p>
対□□□象 [Ⓐ]	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131） [Ⓐ]																		
飲料水 [Ⓐ]	300ベクレル／キログラム以上 [Ⓐ]																		
牛乳・乳製品 [Ⓐ]	Ⓐ																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 [Ⓐ] 穀類、肉、卵、魚、その他 [Ⓐ]	2,000ベクレル／キログラム以上 [Ⓐ]																		
対□□□象 [Ⓐ]	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131） [Ⓐ]																		
飲料水 [Ⓐ]	300ベクレル／キログラム以上 [Ⓐ]																		
牛乳・乳製品 [Ⓐ]	Ⓐ																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 [Ⓐ] 穀類、肉、卵、魚、その他 [Ⓐ]	2,000ベクレル／キログラム以上 [Ⓐ]																		
20	<p align="center">第10節 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>第1 避難者の受入れ</p> <p>2 短期的な避難者の受入れ 被災自治体から県を通じ避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、市の施設で対応する。 市の施設による受入れが困難な場合、県と協議の上、市内のホテル・旅館等を県が借り上げて、避難所とする。</p>	<p align="center">第10節 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>第1 避難者の受入れ</p> <p>2 短期的な避難者の受入れ 被災自治体から県を通じ避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、市の施設で対応する。 市の施設による受入れが困難な場合、県と協議の上、市内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせる修正 (文言の追加・修正)</p>																

頁	新	旧	修正理由・備考
24	<p>第1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p>	<p>第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>